

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の仮徴収のお知らせ

▼保険税(料)の特別徴収(年金からのお支払い)について

保険税(料)の特別徴収(年金からのお支払い)は、4月・6月・8月の年金で納めていただく仮徴収と10月・12月・2月の年金で納めていただく本徴収があります。

仮徴収は前年度の保険税(料)を基にした暫定額を徴収させていただきます。

本徴収は、確定した保険税(料)から仮徴収で納めていただいた額を差し引いた保険税(料)を徴収させていただきます。

▼4月に特別徴収(年金からのお支払い)で保険税(料)を納めていただく人について

・国民健康保険税または後期高齢者医療制度保険料を現在特別徴収(年金からお支払い)で納めている人
今年2月に特別徴収として年金から納めていたきました保険税(料)の額と同額を4月の年金から仮徴収として納めていただきます。

※平成21年の4月・6月・8月の保険税(料)の通知書などは、平成20年7月にすでに送付しています。

※平成21年の10月・12月・翌年2月の本徴収と平成22年4月・6月・8月の仮徴収の決定通知は、平成21年7月に送付する予定です。

※国民健康保険被保険者で平成21年度に75歳になる人、年金特別徴収の中止届を出された人などは、普通徴収に変わります。

▼平成20年4月2日から平成20年10月1日までの間に

つぎに該当する人について
・同一世帯の国民健康保険の被保険者が全て65歳未満になった場合。(65歳以上で新規に加入された人・65歳になられた人)
・後期高齢者医療制度に加入された人。(75歳になられた人・転入などにより加入された人)
4月の年金から仮徴収と

して年金から保険税(料)を納めていただく場合があります。該当者にはあらかじめ通知書などお知らせします。

問合せ 保険年金課 ☎(43)

1111 内線146・197・FAX(43)1125

高齢受給者証を送りなします

国保に加入する70～74歳の人の医療費の自己負担割合は、医療制度改正により平成21年4月から2割負担になる予定でしたが、平成22年3月末まで1割負担に据え置かれます。

新しい高齢受給者証を3月中旬に送付いたしますので4月1日からご使用ください。なお、3割負担の人は変更ありませんので、お手元の高齢受給者証をご利用ください。

問合せ 保険年金課 ☎(43)1111 内線197・FAX(43)1125

「火のしまつ 君がしなくて 誰がする」春の火災予防運動

3月1日(日)～7日(土)までは春の火災予防運動が実施されます。ここでは、防火を心がける7つのポイントをご紹介します。

いのちをまもる7つのポイント

▼3つの習慣

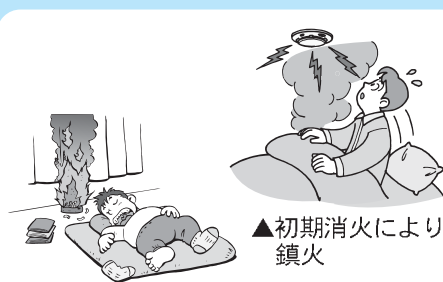
- 寝たばこは、絶対やめる
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

▼4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
 - 寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災品を使用する
 - 火を小さいうちに消すために、消火器などを設置する
 - お年寄りや身体の不自由な人を守るために、近隣の協力体制をつくる
- ほかにも防火を心がける点があります。一人ひとりの「火の用心」が大切です。



▲話に夢中になっていると、とんでもないことに...



▲初期消火により鎮火

▲命拾いはしたが、残念ながら全焼

介護保険料の

仮徴収のお知らせ

▼介護保険料の特別徴収
(年金からのお支払い)に
ついて

介護保険料の特別徴収は、
4月・6月・8月の年金で納
めていただく仮徴収と10月・
12月・2月の年金で納めて
いただく本徴収があります。

仮徴収は前年度の保険料
を基にした暫定額を徴収さ
せていただきます。

本徴収は、確定した年間
保険料から仮徴収で納めて
いただいた額を差し引いた
保険料を徴収させていただきます。

▼4月に特別徴収(年金から
のお支払い)で保険料を納
めていただく人について

◆現在、特別徴収で納めて
いる人

今年2月に特別徴収とし
て納めていただいた保険料
額と同額を4月の年金から
仮徴収として納めていただ
きます。

(9) 平成21年度の保険料の決
定通知は7月に送付いたし

ます。

◆平成20年4月2日から平
成20年10月1日の間に、
つぎの①②③のいずれか
に該当する場合は、4月
の年金から仮徴収として
保険料を納めていただく
場合があります。

①すでに老齢(退職)年金な
ど(年額18万円以上)を受
給されていて、65歳に到
達した人

②65歳到達後に、新たに老
齢(退職)年金など(年額18
万円以上)を受給すること
となった人

③老齢(退職)年金など(年額
18万円以上)を受給されて
いる人のうち、住所変更
の届出を行った65歳以上
の人

該当の人には「平成21年
度特別徴収開始のお知らせ」
を3月下旬に送付します。

問合せ 介護福祉課 ☎(42)
8444・FAX(43)560
0

65歳以上の みなさんへ

「生活状況に関する質
問票(基本チェックリス
ト)」を送付します。

対象 平成22年3月31
日現在65歳以上の人
(ただし、介護保険の
要介護・要支援認定を
受けている人は対象に
なりません。)

送付 3月中旬以降
返送 4月10日(金)まで

内容 生活状況に関する
25項目の質問に答えて
いただき、その結果を
判定し、生活機能検査
(寝たきりなどの原因
となる生活機能の低下
を早期に把握し、介護
が必要となる状態を予
防するために行う検査
の受診の必要な人へご
案内を送付します。

※詳細は個別通知をご覧
ください。

問合せ 介護福祉課 ☎
(42)8438・FAX(40)
3008

住宅用火災警報器

住宅火災により5年連続
して、全国で1000人を超
える人が亡くなっています。

お年寄りや子どもたちをは
じめ、一人ひとりが安心して
暮らせるよう住宅用火災警
報器を設置しましょう。

▼設置について
新築住宅は平成18年6月1
日から、既存住宅は平成20年
5月31日までに設置すること
が義務付けられています。

▼設置場所について
主に、寝室や階段に設置
します。設置場所や購入な
どについては、消防署まで
お問い合わせください。

※台所には設置する義務は
ありませんが、火災の早
期発見のためにも設置す
るようしてください。

▼奏功事例
「居住者が鍋を火にかけた
まま外出し、鍋の過熱により
煙が発生、寝室内の住宅用火
災警報器が作動したため、隣
人が警報音に気づき119番
通報、火災に至らなかった。」
など多数寄せられています。

問合せ 消防本部 ☎(42)9
119・FAX(42)9117



▲住宅用火災警報機を
設置して、火の用心！

悪質訪問販売にご注意

消火器の悪質販売と同様
に、住宅用火災警報器の悪
質販売が増えています。

▼しっかり確かめて！
「消防署」から来ましたと
いう言葉にご用心！消防署
は一般のご家庭に消火器や
住宅用火災警報器を販売す
ることはありません。

▼金額に注意して！
異常に高い値段のものを
売りつけられないよう注意
してください。

悪質訪問販売に 騙されてしまったら

悪質訪問販売に騙されて
しまったら、クーリング・オ
フ制度の活用など、お近く
の消費生活支援センターな
どにご相談ください。

問合せ 埼玉県消費生活支
援センター春日部 ☎04
8(734)0999